

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	早瀬地区 (早瀬集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は64.7歳であり、町平均の70.1歳と比べると低いものの、後継者のめどが立っていない農業者が8割を超えていることなどから、担い手の高齢化による将来への不安は大きい。

圃場整備がされていないため変形田が多いことや、進入路が悪く、他人の田に入る必要があるなど、条件が悪い農地が多い。また、田んぼがぬかるんでいる・水持ちが悪い・石が多い・畔が痩せている・水が不足している・獣害対策に追われるなど、作付けを行う上での条件が悪い農地も多い。

主で農業をしていないと、草刈り等の農地維持に時間がとれない。人手が不足しているが、作業賃も安いため、確保も難しい。農機具代が高く、営農を継続するうえでの負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集約化、田んぼの大型化、ドローン等の活用、直蒔き等の新しい技術の導入などにより、生産性の向上や、草刈等の維持管理の効率性を向上させる取り組みを検討する。

機械購入の補助を活用したり、使われなくなった機械の無償提供などにより、機械購入・更新の負担軽減を図る。地域で米のブランド化を図り、稲作で生活出来る状態を目指す。若い人に魅力を伝え、就農者が増えるような取組を検討する。小さい規模で始められる農業、野菜を気軽に売れる場所の検討などを通じて、多様な担い手の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字早瀬(早瀬集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域での話し合いを継続し、条件が合うところでは、農地の交換を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
土地のマッチングのため、状況に合わせて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域全体で、役割を分担する(水見、草刈りはするが、他はしてもらう)ことで、担い手の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば検討する。

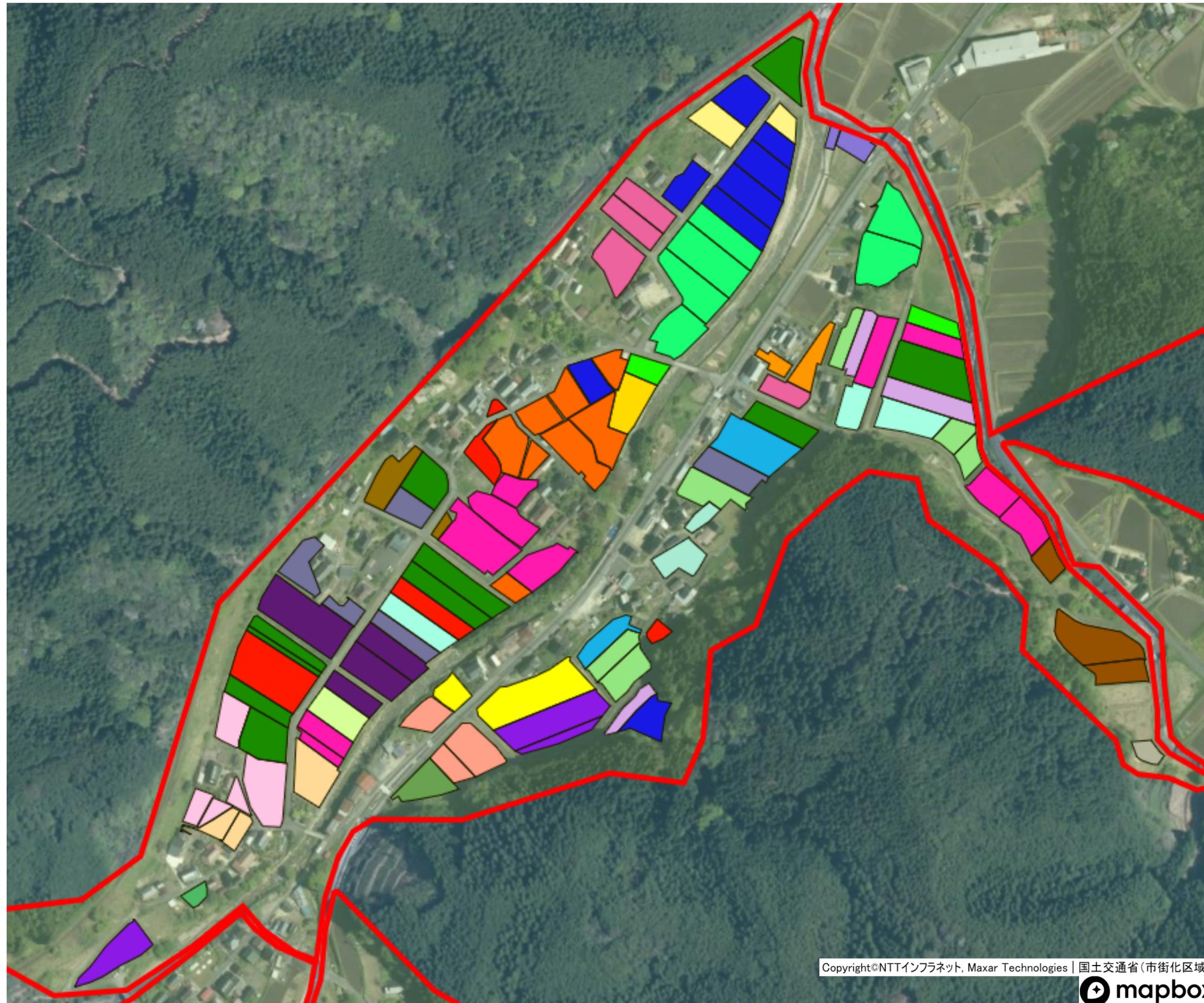
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

早瀬地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- U
- V
- W
- X
- Y
- Z
- AA
- AB
- AC
- AD